

1. 医療感染対策に関する基本的な考え方

公立学校共済組合四国中央病院（以下「病院」）は医療関連感染の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が拡大しないように防止することが、病院における医療の安全と質の確保に重要であることを認識し、病院長を含め、全職員が積極的に感染制御に関わり、医療関連感染対策を組織的、効果的に実践することを目標とする。このことを全職員が深く認識し、安全な医療の提供に関わる環境などの整備に病院全体で取り組むことを表明し、以下の医療関連感染対策に関する指針を策定する。

- ・ 医療関連感染防止対策における基本の徹底と質の向上を図る
- ・ 全職員の医療関連感染に対する意識改革と啓発を図る
- ・ 医療関連感染の発生と拡大を防止するための組織及び体制を整備する

2. 医療関連感染対策のための組織

上記基本方針を遂行するため、以下の組織及び体制を整備する。

①感染対策委員会（infection control committee（ICC））②感染防止対策室③感染対策チーム（infection control team（ICT））会④感染リンクナース会

主な業務内容：感染対策マニュアルの作成と実施、サーベイランスの実施とアウトブレイクの察知、標準予防策（スタンダードプリコーション）と感染経路別予防策、手指衛生、職業感染防止対策、環境整備、器材の洗浄・消毒・滅菌、手術部位感染予防策、カテーテル関連感染予防策、抗菌薬耐性菌対策、感染性廃棄物処理

3. 医療関連感染対策のための研修に関する基本方針

全職員に対し感染対策の基本的考え方や具体的方策について周知徹底を図るため、年2回程度研修を実施し、研修の参加実績を記録・保存する。

4. 感染症の発生状況に関する基本方針

MRSA など耐性菌の検出状況を電子掲示板において職員が共有できるようにするとともに、毎月ICC・ICT会でも報告する。またアンチバイオグラムを年1回程度作成し報告する。

5. 医療関連感染発生時の対応に関する基本方針

微生物の分離状況や感染症報告などからアウトブレイクかどうかICTで迅速に判断し対応する。また、病院長にも報告し臨時ICC開催について協議する。届出義務のある感染症が発生した場合、感染症法に基づいて保健所に報告し、必要時も保健所に情報提供し、その指示を受ける。

6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針をホームページに掲載するとともに、患者・家族などから指針の閲覧の求めがあった場合に、特別な理由のない限りにおいてその求めに応ずるものとする。

7. 医療関連感染対策のためのその他必要な基本方針

医療関連感染対策の推進のため、「感染対策マニュアル」を整備して、全職員に周知徹底する。また、「感染対策マニュアル」は各部署へ配布し、定期的に見直しを行う。

改正 2010年10月

改正 2011年6月

改正 2013年11月

改正 2014年12月